

議案第 36 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 1 月 28 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 非常災害により教職員等及び当該教職員等と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教職員等以外の者がそれらの確保を行うことができないとき等に、特別休暇を付与するため、関係規定を改める必要があるので、この規則案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について（概要）

1 改正理由

近年、本市を含め全国的な豪雨等の非常災害の頻発により、住居損壊にとどまらず、生活基盤が破壊されるなど、職員自身が被害に遭う危険性もこれまでに比べて高まってきている。

現在、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員並びに北九州市教育委員会の会計年度任用職員及び臨時的任用職員並びに北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員（以下「教職員等」という。）に認められている非常災害にかかる特別休暇として、「現住居の滅失又は損壊」があるが、この特別休暇の取得要件は、地震、水害、火災その他の非常災害により、当該教職員等の現住居が滅失し、又は損壊した場合に与えられるものとしている。

一方、国家公務員においても「現住居の滅失又は損壊」について同様の取得要件であったが、東日本大震災の後、平成23年3月17日に取得要件の拡充が行われ、生活に必要な水、食料等の確保を職員が行う場合等も休暇の取得を認めるよう改正がされている。また、本市においても「北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和2年北九州市規則第76号）」により、当該規則の対象となる職員（以下「市職員」という。）について、令和3年4月1日から国家公務員と同様の取得要件に拡充することとした。

こうした状況を踏まえ、国家公務員及び市職員に準じて教職員等の特別休暇の取得要件を拡充するため、「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年北九州市教育委員会規則第14号）」、「北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第2号）」及び「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第5号）」の一部改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（第1条関係）

別表第4に規定する特別休暇について、国家公務員及び市職員に準じて取得要件を拡充するもの。

改正前		改正後	
【理由】 1 4 現住居の滅失又は損壊	【備考】 地震、水害、火災その他の非常災害により <u>教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合に与えられるものとする。</u>	【理由】 1 4 現住居の滅失、 <u>損壊等</u>	【備考】 地震、水害、火災その他の非常災害により、 <u>次の各号のいずれかに該当する場合で、教職員が勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。</u> <u>(1) 教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該教職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u> <u>(2) 教職員及び当該教職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教職員以外の者がそれらの確保を行うことができないとき。</u> <u>(3) 教育長が前2号に準ずると認める場合</u>

(2) 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（第2条関係）

別表第3に規定する特別休暇について、国家公務員及び市職員に準じて取得要件を拡充するもの。

改正前		改正後	
【理由】 1 0 現住居の滅失又は損壊	【備考】 地震、水害、火災その他の非常災害により <u>会計年度任用職員等の現住居が滅失し、又は損壊した場合に与えられるものとする。</u>	【理由】 1 0 現住居の滅失、 <u>損壊等</u>	【備考】 地震、水害、火災その他の非常災害により、 <u>次の各号のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員等が勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。</u> <u>(1) 会計年度任用職員等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員等がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u> <u>(2) 会計年度任用職員等及び当該会計年度任用職員等と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足</u>

	<p>している場合で、当該会計年度任用職員等以外の者がそれらの確保を行うことができないとき。</p> <p>(3) 教育長が前2号に準ずると認める場合</p>

※ 本特別休暇は、正規職員と同様に有給である。

(3) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（第3条関係）

別表第3に規定する特別休暇について、国家公務員及び市職員に準じて取得要件を拡充するもの。

改正前		改正後	
<p>【理由】</p> <p>10 現住居の滅失又は損壊</p>	<p>【備考】</p> <p>地震、水害、火災その他の非常災害により会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合に与えられるものとする。</p>	<p>【理由】</p> <p>10 現住居の滅失、損壊等</p>	<p>【備考】</p> <p>地震、水害、火災その他の非常災害により、次の各号のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。</p> <p>(1) 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>(2) 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外の者がそれらの確保を行うことができないとき。</p> <p>(3) 教育長が前2号に準ずると認める場合</p>

※ 本特別休暇は、正規教職員と同様に有給である。

3 施行日

令和3年4月1日

4 経過措置

(1) この規則の施行の日前において、第1条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学

校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別表第4の14の項に規定する理由により取得された特別休暇は、同条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別表第4の14の項に規定する理由により取得された特別休暇とみなす。

(2) この規則の施行の日前において、第2条の規定による改正前の北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の10の項に規定する理由により取得された特別休暇は、同条の規定による改正後の北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の10の項に規定する理由により取得された特別休暇とみなす。

(3) この規則の施行の日前において、第3条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の10の項に規定する理由により取得された特別休暇は、同条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の10の項に規定する理由により取得された特別休暇とみなす。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

北九州市教育委員会
教育長 田島裕美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第4の14の項理由の欄中「又は損壊」を「、損壊等」に改め、同項備考の欄中「教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合」を「、次の各号のいずれかに該当する場合で、教職員が勤務しないことが相当であると認められるとき」に改め、同欄に次の各号を加える。

- (1) 教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該教職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- (2) 教職員及び当該教職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教職員以外の者がそれらの確保を行うことができないとき。
- (3) 教育長が前2号に準ずると認める場合

(北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第3の10の項理由の欄中「又は損壊」を「、損壊等」に改め、同項備考の欄中「会計年度任用職員等の現住居が滅失し、又は損壊した場合」を「、次の各号のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員等が勤務しないことが相当であると認められるとき」に改め、同欄に次の各号を加える。

- (1) 会計年度任用職員等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員等がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

(2) 会計年度任用職員等及び当該会計年度任用職員等と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員等以外の者がそれらの確保を行うことができないとき。

(3) 教育長が前2号に準ずると認める場合

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年北九州市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3の10の項理由の欄中「又は損壊」を「、損壊等」に改め、同項備考の欄中「会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合」を「、次の各号のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき」に改め、同欄に次の各号を加える。

(1) 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

(2) 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外の者がそれらの確保を行うことができないとき。

(3) 教育長が前2号に準ずると認める場合

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前において、第1条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別表第4の14の項に規定する理由により取得された特別休暇は、同条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別表第4の14の項に規定する理由により取得された特別休暇とみなす。

3 この規則の施行の日前において、第2条の規定による改正前の北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の10の項に規定する理由により取得された特別休暇は、同条の規定による改正後の北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の10の項に規定する理由により取得された特別休暇とみなす。

4 この規則の施行の日前において、第3条の規定による改正前の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の10の項に規定する理由により取得された特別休暇は、同条の規定による改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第3の10の項に規定する理由により取得された特別休暇とみなす。

参考

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表（第1条関係）

新			旧		
別表第4（第16条関係）			別表第4（第16条関係）		
特別休暇の基準			特別休暇の基準		
理由	期間又は日数	備考	理由	期間又は日数	備考
略			略		
14 現 住居の 滅失、 損壊等	7日を超えな い範囲にお いて必要と認 められる期間	地震、水害、火災その他の非常災害により、次の各号 のいずれかに該当する場合で、教職員が勤務しないこ とが相当であると認められるときに与えられるものと する。 <u>(1) 教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 で、当該教職員がその復旧作業等を行い、又は一時 的に避難しているとき。</u> <u>(2) 教職員及び当該教職員と同一の世帯に属する 者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している 場合で、当該教職員以外の者がそれらの確保を行う ことができないとき。</u> <u>(3) 教育長が前2号に準ずると認める場合</u>	14 現 住居の 滅失又 は損壊	7日を超えな い範囲にお いて必要と認 められる期間	地震、水害、火災その他の非常災害により <u>教職員の現 住居が滅失し、又は損壊した場合</u> に与えられるものと する。
略			略		

北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新				旧			
別表第3（第16条、第18条関係）				別表第3（第16条、第18条関係）			
特別休暇の基準				特別休暇の基準			
理由	有給又は 無給の別	期間又は日数	備考	理由	有給又は 無給の別	期間又は日数	備考
略				略			
10 現 住居の 滅失、 損壊等	有給	7日を超えな い範囲にお いて必要と認 められる期間	地震、水害、火災その他の非常災害により、 <u>次の各号のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員等が勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。</u> (1) <u>会計年度任用職員等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員等がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u> (2) <u>会計年度任用職員等及び当該会計年度任用職員等と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員等以外の者がそれらの確保を行うことができないとき。</u> (3) <u>教育長が前2号に準ずると認める場</u>	10 現 住居の 滅失又 は損壊	有給	7日を超えな い範囲にお いて必要と認 められる期間	地震、水害、火災その他の非常災害により <u>会計年度任用職員等の現住居が滅失し、又は損壊した場合に与えられるものとする。</u>

新

			合
略			

旧

略			

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第3条関係）

新				旧			
別表第3（第15条、第17条関係）				別表第3（第15条、第17条関係）			
特別休暇の基準				特別休暇の基準			
理由	有給又は 無給の別	期間又は日数	備考	理由	有給又は 無給の別	期間又は日数	備考
略				略			
10 現 住居の 滅失、 損壊等	有給	7日を超えな い範囲にお いて必要と認 められる期間	地震、水害、火災その他の非常災害により、 <u>次の各号のいずれかに該当する場合で、会計 年度任用職員が勤務しないことが相当である と認められるときに与えられるものとする。</u> (1) <u>会計年度任用職員の現住居が滅失し 、又は損壊した場合で、当該会計年度任用 職員がその復旧作業等を行い、又は一時的 に避難しているとき。</u> (2) <u>会計年度任用職員及び当該会計年度 任用職員と同一の世帯に属する者の生活に 必要な水、食料等が著しく不足している場 合で、当該会計年度任用職員以外の者がそ れらの確保を行うことができないとき。</u> (3) <u>教育長が前2号に準ずると認める場 合</u>	10 現 住居の 滅失又 は損壊	有給	7日を超えな い範囲にお いて必要と認 められる期間	地震、水害、火災その他の非常災害により <u>会 計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊 した場合に与えられるものとする。</u>

新

略

旧

略